

兵庫県住宅供給公社

賃貸住宅住替補助申請の手引き

兵庫県住宅供給公社

■問い合わせ先 兵庫県住宅供給公社 住宅管理部営業推進担当 営業企画課

住所: 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

TEL:078-232-9578 FAX:078-232-0033

E-mail: eigyokikakuka@hyogo-jk.or.jp

兵庫県住宅供給公社(以下「公社」という。)では、若年夫婦世帯及び子育て世帯の定住につなげるうえで、本県での暮らしを知るきっかけとなるよう、兵庫県外から県内への転入の促進を図ることを目的とし、若年夫婦世帯及び子育て世帯が尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市の区域内に存する公社賃貸住宅に新たに入居する場合における当該住替えに要する費用の一部を補助します。

この手引きは、「兵庫県住宅供給公社 賃貸住宅住替補助要綱(以下「要綱」という。)」に基づき実施する補助金交付の手続き等について、記載したものです。

※事業期間は、令和9年2月28日までの予定です。

<目次>

- 1 補助制度の概要
- 2 補助金交付申請から交付までの流れ
- 3 問い合わせ窓口

※要綱および様式は、次のホームページに掲載されています。

兵庫県住宅供給公社ホームページ

<https://hyogo-jk.or.jp/>

1 補助制度の概要

① 事業概要

住宅の契約時に若年夫婦世帯(夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯)又は子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)が兵庫県住宅供給公社の管理する賃貸住宅への住替えに要する費用の一部を補助します。

② 対象住宅

- (1) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市にある公社賃貸住宅であること
- (2) 住戸専用面積が55㎡以上であること
- (3) 夫婦世帯においては夫婦のいずれかの名義、子育て世帯においては同居する親の名義で賃貸借契約を締結した公社賃貸住宅であること

(対象住宅)

尼崎市	アメニティコート尼崎、アミシング潮江アネックス、アメニティコート武庫之荘
西宮市	アメニティコート甲子園Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ヴィエント西宮、アメニティコート西宮いしざい、アメニティコート西宮北口
芦屋市	芦屋浜高層高浜、芦屋浜高層若葉、アメニティコート芦屋春日、ラポルテ芦屋
伊丹市	アメニティコート伊丹南町、アメニティコート伊丹南町Ⅱ
宝塚市	宝塚安倉第4・第5、ソリオ宝塚、アメニティコート宝塚湯本

※上記の住宅で、条件を満たす住戸が対象。

③ 補助対象者

- (1) 世帯の構成員のいずれかが、令和8年6月1日から令和9年2月28日までの間に兵庫県外から対象住宅に住み替えていること
- (2) 令和9年2月28日までに補助金交付申請が完了していること
- (3) 契約時において若年夫婦(婚約を含む)世帯又は子育て(妊娠中を含む)世帯であること
- (4) 契約日より5年以上公社賃貸住宅に居住する意思を有していること
- (5) 世帯に属するすべての構成員が、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条(3)に定める暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年3月8日兵庫県公安委員会規則第2号)第2条に定める暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと
- (7) 世帯に属するすべての構成員が、兵庫県又は県内市町から本件補助と同様の補助を受けていないこと。

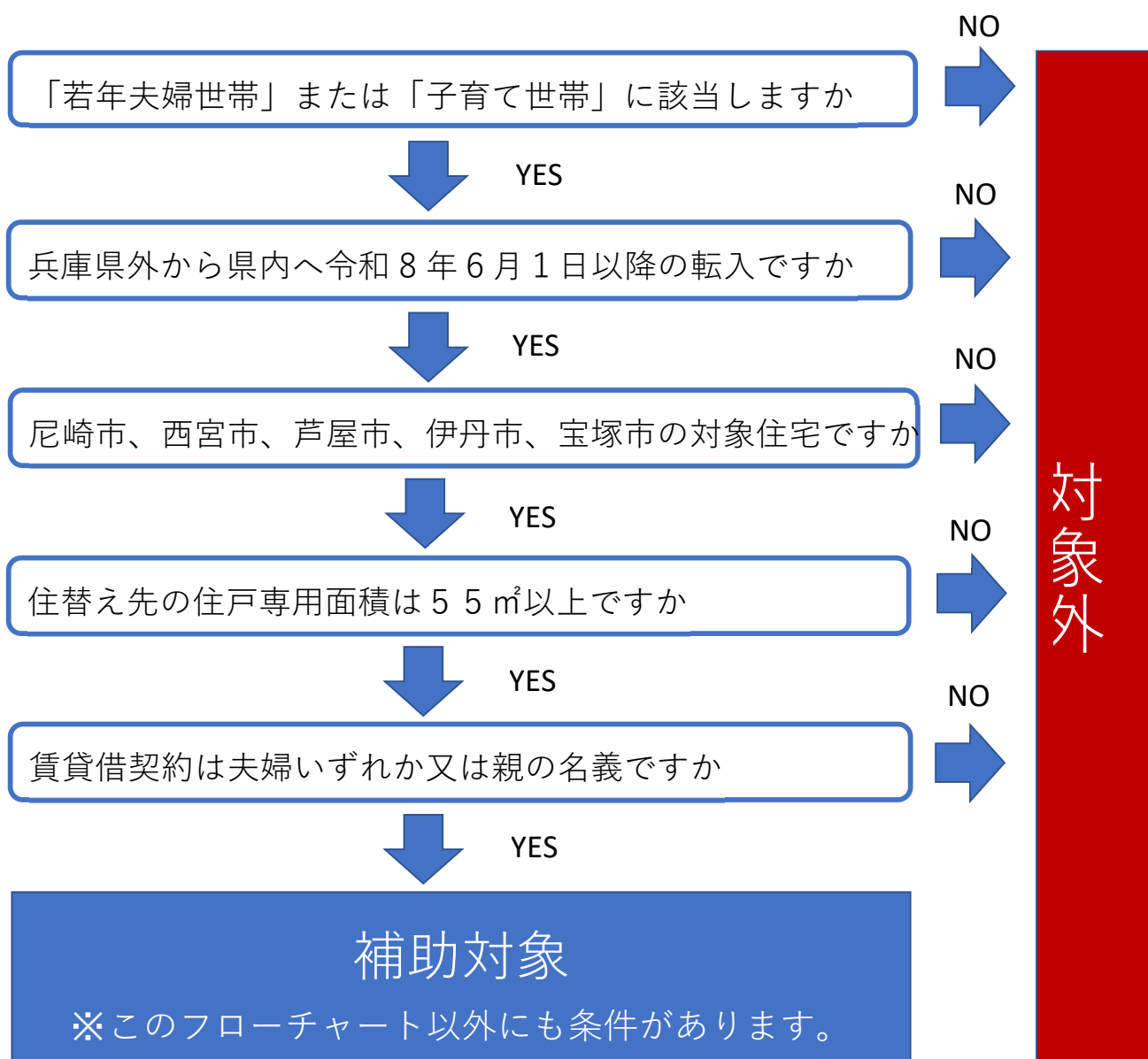
④ 補助金額

本件補助に係る補助金の額は、25万円とします。

⑤ その他

予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

補助対象フロー



※若年夫婦世帯

契約時において年齢の合計が80歳未満の夫婦のみで構成される世帯

※子育て世帯

契約時において18歳未満の子とその親を含む世帯員で構成される世帯

※対象公社賃貸住宅

尼崎市内: アメニティコート尼崎、アミング潮江アネックス、アメニティコート武庫之荘

西宮市内: アメニティコート甲子園 I・II・III、ヴィエント西宮、アメニティコート西宮いしざい、
アメニティコート西宮北口、

芦屋市内: 芦屋浜高層高浜、芦屋浜高層若葉、アメニティコート芦屋春日、ラポルテ芦屋

伊丹市内: アメニティコート伊丹南町、アメニティコート伊丹南町 II

宝塚市内: 宝塚安倉第4・第5、ソリオ宝塚、アメニティコート宝塚湯本

① 補助金交付申請

補助金の申請をされる方は、住替え日以降に補助金交付申請書(第1号様式)および必要書類を郵便追跡サービスの対象となる方法で住宅管理部営業推進室営業企画課まで郵送にて提出してください。

※申請様式は公社ホームページからダウンロードできます。

なお、申請は2027年2月28日までに完了していることが必要です。書類不備、未着の場合は完了とならないため、申請する前に、必ず次の書類がそろっていること等を確認してください。

※提出された書類は返却しませんので、必要に応じて控えをご準備ください。

●は全員必須書類です。

確認	必要書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	●補助金交付申請書(第1号様式)	
<input type="checkbox"/>	●住替え後の世帯全員の住民票の写し	※続柄の記載が必要(マイナンバーは記載不要)
<input type="checkbox"/>	●アンケート	
<input type="checkbox"/>	出産予定であることがわかる書類の写し (母子手帳の写し等)※該当者のみ	

② 交付の決定

内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとします。

③ 補助金の交付請求

公社が補助金の交付を決定した場合、補助金交付決定通知書を発行します。補助金の交付決定を受けた方は、速やかに、補助金交付請求書(第4号様式)および必要書類を営業企画課まで提出してください。

提出する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

確認	必要書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書(第4号様式)	*申請者名と口座名義人は同一にして下さい。
<input type="checkbox"/>	振込先の銀行口座の写し 通帳・キャッシュカード・WEB画面などの写しなど、 下記がわかるものをご提出ください。 (金融機関名・支店名・口座番号・口座名義)	

④ 補助金の振込

補助金の振込請求を受けたときは、その請求に係る補助金を、指定された申請者名義の口座に振り込みます。

⑤ その他

(1) 交付決定の取り消し

補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。

- (a) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (b) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (c) その他理事長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

(2) 補助金の返還

上記(a)(b)(c)の事由により補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部の返還を求めます。

3 問い合わせ窓口

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部営業推進担当 営業企画課

TEL:078-232-9578 FAX:078-232-0033

E-mail: eigyoukikakuka@hyogo-jk.or.jp